

に聴く 判例から見る



弁護士
森 美穂

36

定年後再雇用者の賃金



改正により65歳までの雇用確保措置が義務づけられ、80%以上の企業で定年後の継続雇用制度が導入されています。今、企業ではこの継続雇用者の雇用形態、職務内容や賃金等の処遇をどうするかについて試行錯誤を重ねているところではないでしょうか。

容等が正社員と全く相違があることは労働契約法20条に違反するに相違があることから主張して、Y社に対する対して、正社員と同一の地位にあることの確認や差額賃金の支払を求めた事件です。

る点でも両者の間に差異がない」としたうえで、それにもかかわらず「労働者にとつて重要な労働条件である賃金の額について、有期契約労働者と無期契約労働者との間に相違を設けることは、その相違の程度にかかるらず、これを正当と解すべき特段の事情がないかぎ

労働者側からは「画期的判決」と大いに歓迎され、一方、使用者側には衝撃をもって受け止められ判断論理に対する厳しい批判が繰り広げられたところです。

の解釈・適用によつて全く異なる結論を導いたのですが、高裁判決に対しXら労働者側が上告しましたので、今後は最高裁の判断を待つこととなりました。

り、不合理である」ところ
ろ、本件ではそのような
「特段の事情」はないと
して、労働契約法20条に
違反していると判断し、
Xら労働者の請求を認め
ました（平成28年5月13
日判決）。

とはいえず、労働契約法又は公序（民法90条）に反し違法であるとは認められないと判断し、第一審の判決を取り消して、労働者側の請求を棄却しました（平成28年11月2日判決）。

このように第一審と第二審は、労働契約法20条

ことを予定しているとも解されます。企業・労働者の双方にとつて大きな影響を及ぼすことが予想されることから、今後の法改正の動きを注視していく必要があります。

「長澤運輸事件」は運送会社Y社を定年退職後に、有期労働契約を締結して再雇用された嘱託職員Xら三名が、職務の内

この件の第一審（東京地方裁判所）は、「XとY社の正社員との間で、業務の内容および業務により勤務場所や業務の伴う責任の程度に差異がなく、Y社が業務の都合により勤務場所や業務の内容を変更することがあ

反し違法であるとは認められないと判断し、第一審の判決を取り消して、労働者側の請求を棄却しました（平成28年11月2日判決）。

者の双方にとつて大きな影響を及ぼすことが予想されることから、今後の法改正の動きを注視していく必要があります。

(森法律事務所所長、愛知労働局紛争調整委員) イラスト・源 安孝